第二百八十五条第五項中「第六十九条の二第一項（」の下に「第百二十一条及び」を加え、「第七十条の二第二項（第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）」を「第七十条の二第二項（第百二十一条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十一条の三第一項（第二百四十九条第一項」に、「第百六十七条第一項（」及び「第百六十九条第二項（」の下に「第二百四十七条の三第一項及び」を加え、「同条第五項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「同条第五項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項」に改める。

第二百八十九条第二号中「第百二十一条の二第四項若しくは第五項」の下に「、第百二十一条の三第四項若しくは第五項、第百二十一条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第百三十四条第一項（」の下に「第二百二十八条第一項、」を加え、同条第五号中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に、「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項」に改める。

第二百九十条第二号中「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項」に改める。

第二百九十五条第十四号中「第百二十二条の二第二項」を「第百二十一条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、同条第四項から第六項まで、第百二十一条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第百二十一条の二第二項」に改め、「第百三十四条第一項（」の下に「第二百二十八条第一項、」を加え、「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に、「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十六条第二号及び第三号中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改め、同条第四号中「第六十九条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を」の下に「第百二十一条及び」を、「第百二十一条の二第一項」の下に「、第百二十一条の三第一項、第百二十一条の四第一項」を、「第百六十六条第一項（」の下に「第二百四十七条の三第一項」を、「第百六十七条第一項」の下に「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を加え、「これらの規定を第二百七十六条第三号」を「第二百七十六条第三号」に改め、「第百七十一条第一項（」の下に「第二百四十七条の三第一項及び」を加え、同条第五号中「第百九十一条第一項（」の下に「第二百四十七条の三第一項、」を加える。

附則第二十八条第二項中「第二条第十八項」を「第二条第二十項」に改める。

附則第三十二条第一項中「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。）」を「、第六十九条の二、第七十条の二、第八十六条の二第一項」に改め、同項の表第百二十一条において準用する第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第百二十一条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十一条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

附則第三十七条第一項の表第百二十一条の二第四項第一号イの項を次のように改める。

第百二十一条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号
	同号ロ	同号

（農林中央金庫法の一部改正）

第十九条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　監事は、理事及び経営管理委員の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

第二十四条の四第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮（に）」を「禁錮」に改める。

第二十六条第三項第二号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

第五十四条第四項第十号の二を次のように改める。

十の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であって、主務省令で定めるものに限る。）

第五十八条第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一　国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二　信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　いかなる名義をもってするかを問わず、又はいかなる方法をもってするかを問わず、農林中央金庫又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であって、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、農林中央金庫又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第五十九条の四の見出し中「届出」を「認可等」に改め、同条中「に届け出なければ」を「の認可を受けなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、農林中央金庫がその子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、農林中央金庫は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

第五十九条の五中「前条」を「前条第二項」に改める。

第五十九条の六中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第二項」に、「同項」を「同法第二条第一項」に改める。

第五十九条の七中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第一項」に改める。

第五十九条の八中「第五十九条の四の」を「第五十九条の四第二項の」に、「第五十九条の四に」を「第五十九条の四第一項に」に改める。